

松原5・6丁目自治会 規約に関する細則

第1条 規約第6条 賛助会員について

- (1) 賛助会員とは、従業員の多いスーパー、レストラン、工場、商事会社などをいう。これらの法人、組合等は、自治会の意思決定の参加や、直接の活動を行わないが、様々な支援を行なう関係から、賛助会員とする。

第2条 規約第7条 会費について

- (1) 会員は、年2,000円とし、1年分をまとめて納入するものとする。
- (2) 賛助会員は、年1,200円とし、1年分をまとめて納入するものとする。
- (3) マンション、アパート等の入居者の会費を管理組合や管理会社、所有者がまとめて納入する場合は一戸あたり年1,200円とする。
- (4) 自治会会費は、集金を担当している者が、会員から直接集金する方法と、会員が、自治会の指定した預金口座、または郵便振替口座へ振込む方法との、いずれかで徴収する。
- (5) 前項の振込みの場合、振込手数料は全て自治会の負担とする。
- (6) 会員から、集めた会費の合計額の10%を、集金者に集金手数料として、会計から支払う。
- (7) 直接集金の場合は、自治会所定の領収書を発行することとし、銀行振込、または郵便振替の場合は、金融機関発行の振込明細書を領収書に代える。
- (8) 自治会費の振込口座は、下記の通りとする。
 - イ. 銀行振込 三菱UFJ銀行 東松原支店
普通預金 No. 42253号
名義 松原5・6丁目自治会
 - ロ. 郵便振替 口座番号 00180-4-022602号
加入者名 松原5・6丁目自治会
 - ハ. 振込 昭和信用金庫 明大前支店
普通預金 No. 4880
名義 松原5・6丁目自治会
- (9) 自治会費の額の増減については、役員会で協議し、総会において承認を得なければならない。

第3条 規約第12条 役員を選出について

- (1) 役員選考委員会の数は、5名とする。委員長は互選で決める。
- (2) 委員長は、総会に選出した役員候補者を発表する。
- (3) 新たに役員に就任した者は、就任承諾書を、所定の届出用紙に記入し、役員会に提出する。

役員就任届（様式No. 4）

第4条 規約第13条 役員の職務について

- (1) 会長は、副会長が会長の職務を代行する順序を、あらかじめ決めて、役員会に文書で示しておくものとする。

(2) 規則に従い、副会長が会長の職務を代行することができるが、副会長による会長の事務の代行は、法律行為に及び得ないことから、直ちに会長を選出する必要がある。

第5条 規約第13条 監事の職務について

- (1) 監事は、第13条第4項のほか、次の業務を行う。
- (2) この会の会計、及び資産の状況を監査すること。
- (3) 会長、副会長、及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (4) 会計、及び資産の状況、または業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (5) 前項の報告をするため、必要があるときは、総会の招集を請求すること。

第6条 規約第28条 班の編成について

班の編成に使う地図は、別に定める。
ブロック、班の編成は、次のとおり行う。

第7条 規約第4条及び第5条(8) に基き、日赤社資、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい等に対する寄付金について、本会計から支出する場合の総額は、前年度自治会費収入の10%以内とし、実施額については役員会で決定するものとする。

第8条 自治会活動におけるその他の定めについて、以下の事業・活動に関しては、個別に定めた規定・規則等に基づき、実施するものとする。

- (1) 防犯カメラ……………防犯カメラ設置運用規則
- (2) 個人情報の取扱い……………個人情報取扱方法
- (3) 文書の保存・廃棄……………文書等保存規定
- (4) ホームページ（HP）の運用……………HP運用規約
- (5) 自治会館の使用……………会館使用規則
- (6) 慶弔費等の支給……………慶弔費等の支給についての細則
- (7) 日当等の支給……………日当等の支給についての細則

以上

改 定	2019年10月6日	(第2条	(5)	(6)	一部改訂)
〃	2019年12月6日	(第12条	追加)		
〃	2020年2月6日	(第13条	追加)		
〃	2022年5月28日	(第2条	(9)	追加	一部削除
		第3条	削除	第7条	削除
		第10～13条	削除	第8条	新設)